

〈論 説〉

IAS 第1号「財務諸表の表示」に関する考察

——業績の表示方法に関する国際比較——

河 合 由佳理

1. はじめに

国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards : IFRS) は、世界の167の国や地域¹において適用され、国際的に事業活動を行う企業の多くが使用している。IFRSの適用がこれほど広がった背景には、IFRSを作成する国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board : IASB) が設立以来、会計基準の国際化を進めるために比較可能性の向上を目指す活動を行ったこと²や2005年に欧州連合 (European Union : EU) が域内上場企業の連結財務諸表にIFRSの強制適用を決定し、多くの国がそれに追随したことが挙げられる。

現在、IFRSは国際的な会計基準としての地位を確立しているが、特にEUにおいて適用が決定された際は、自国基準からIFRSへ変更する際に比較可能性が向上するか否かが重要な課題として認識されていた。具体的には、IFRS適用前に従来認められていた会計方針や表示方法がIFRS適用後の会計方針や表

¹ IFRS Foundation “Who uses IFRS Accounting Standards?” <https://www.ifrs.org/use-around-the-world/use-of-ifrs-standards-by-jurisdiction/> (閲覧日：2022年9月7日)

² IASBの前身である国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee : IASC) は、1989年に公開草案第32号『財務諸表の比較可能性』を公表し、比較可能性改善プロジェクトを進めていた。

示方法にどの程度影響するか、影響の度合いが国によって異なるかが着目され、これらに対する研究が進められてきた。また、IFRS 適用後においても、IFRS が複数の会計方針や表示方法の選択を認めることに対する問題意識から、同じ IFRS という会計基準を適用しながら国によって会計方針や表示方法の選択に相違があるか否かを検証する研究も見られる。したがって、個々の会計基準で企業がどの会計方針や表示方法を選択するのか、またそうした選択の傾向が国によって異なるのかを明らかにすることは IFRS 適用後においても残る重要な論点といえる。

こうした会計方針や表示の選択について、本論文では、国際会計基準 (IAS) 第1号『財務諸表の表示』(以下、IAS1) における業績の表示方法の選択に着目する。IAS1 は財務諸表全体の表示方法について規定する会計基準であるが、業績表示に関しては表示方法の選択として、計算書様式 (1 計算書様式、2 計算書様式)、費用の表示方法 (費用機能法、費用性質法)、その他の包括利益 (Other Comprehensive Income : OCI) の税効果の表示 (純額表示、総額表示) 等が挙げられる。これらの選択は企業ごとに利益の表示方法の独自性を生み出すことに繋がる一方で、IFRS を適用する以前に採用されていた業績表示等の影響により、国ごとに特有の傾向が存在する可能性がある。

ここで我が国における IFRS の導入形態に着目すると、2010年3月31日以後終了する連結会計年度より任意適用が認められ、適用企業数が年々増加している状況にある。我が国の任意適用という適用形態は、国際的にみても珍しく、IASB の web サイトによると167の国や地域のうち、任意適用を選択するのはわずか12か国である³。任意適用は、企業自らの意思で IFRS の適用を選択するため、日本企業は IFRS を強制適用する国の企業とは異なる環境で IFRS 適用に着手していることが考えられる。そこで、本論文では、我が国の IFRS 適用企業の業績表示の特徴を明らかにするため、IFRS を適用する日本企業と IFRS 強制適用国であるカナダと英国の企業を対象として業績表示の方法の選択に統

³ IFRS Foundation “Who uses IFRS Accounting Standards?” <https://www.ifrs.org/use-around-the-world/use-of-ifrs-standards-by-jurisdiction/> (閲覧日：2022年9月7日)

計的な差異が存在するか否かを検証する。また、IFRSを適用する日本企業を対象として、IFRSの適用時期が選択する業績の表示方法に影響するかを検証し、我が国の現状を明らかにする。

2. IAS1における業績表示の現状

(1) 研究の背景

本論文において、IAS1の業績表示方法の選択に着目する理由は2つある。1つは、IAS1がこれまで何度も改訂を重ねてきた会計基準であることから⁴、国際的にも注目されている論点であり、こうした事情が国によって表示方法の選択に影響するのかを確認する必要があると考えるためである。表示方法の選択を認めることが会計基準設定時に議論されたということは、国ごとに元々異なる表示方法を採用しており、それを統一しきれなかった可能性を示唆する。特に業績の表示方法については、IASBが過去に純損益を非表示にすると表明していたことから注目度の高い論点である。また、具体的な表示方法の選択の議論においても、IAS1の場合、計算書様式やOCIの税効果の表示のように選択肢を1つにする議論が行われた項目もあれば、費用機能法と費用性質法の選択のように最初から2つの表示方法を認める項目もあり、背景は様々である。1つの会計基準内で様々な選択肢が何度も検討されることはIFRSの中でも数少ないと考えられ、実務における影響を把握する必要がある。

また、IAS1に着目するもう1つの理由は、IASBより2019年12月に公表された公開草案『全般的な表示及び開示』によってさらに業績表示の方法が変化を遂げようとしている点である。今後、公開草案が会計基準となり実務で取り入れられるまでは現行の表示方法が採られることになるが、それに先立ち現状を知ることが意義があると考えられる。このようにIAS1における業績の表示方法に関する論点は、過去の経緯や将来に向けた動向から継続的な検討が必要で

⁴ 改訂の変遷に関する詳細は河合 [2022] を参照されたい。

あるといえる。

(2) IAS1 における表示方法の選択とその根拠

前述したようにIAS1は、これまでに複数回の改訂作業が行われている。その中で企業が業績の表示方法を選択できる項目として、計算書様式の選択(1計算書様式、2計算書様式)、純損益の部の表示方法に関する選択(費用機能法、費用性質法)、OCIの部の表示方法に関する選択(税効果考慮後の純額表示、税効果考慮前の総額表示)の3つがある。以下では、3つの選択について概説する。

① 計算書の選択

計算書の選択は、純損益と包括利益を1つの計算書で表示する1計算書様式とそれぞれの利益を別の計算書で表示する2計算書様式の選択を意味する。計算書の選択は、IAS1の改訂が提案されるたびに引き上げられ、歴史的にも注目度の高い論点である。時系列で追うと、IASBは基本的に1計算書様式の使用を優先する方針を示し、選択肢を認めない方向性を示唆していたが、その後提出されたコメントにおいて賛否が分かれている。結果、コメントに配慮する形で、現在は2つの計算書様式の選択を認めることとなっている。

② 純損益の部の表示に関する選択

純損益の部の表示に関する選択は、売上原価等の機能別に費用を表示する費用機能法と減価償却費や従業員給付といった費用の性質によって表示を行う費用性質法との選択のことである。この選択については、実務においても様々な表示方法が散見され、厳密に分類することは難しい。そこで、売上原価の項目が表示されている場合は費用機能法を選択したとみなされる。IASBでは、それぞれの表示方法に利点があることに加え、採用する企業の歴史的要因、業界の要因、企業の性質に左右されることから目的適合性の高い選択が求められている(IAS1, paras.102-105)。

③ その他の包括利益の部の表示に関する選択

その他の包括利益の税効果に関する表示方法の選択は、税効果後の純額で表示する方法と法人所得税の合計額を単一の金額（総額）で示す方法が認められている。これは、IAS1の改訂過程において取り上げられた論点であり、貸借対照表との繋がりを重視する方法が純額表示であり、損益計算書の繋がりを重視する表示方法が総額表示とされている。

3. 先行研究

(1) IFRSの会計方針の選択に着目した研究

EUで2005年に上場企業の連結財務諸表に対するIFRS強制適用が決定されて以降、企業が選択する会計方針⁵に国ごとの統計的な相違があるか否かの研究が行われている。本節では、こうした研究の中でも業績の表示に関する選択を中心に確認する。

Kvaal and Nobes[2010]は、IFRSの会計方針の選択が国によって相違するのか、そうである場合、IFRS移行時にどのような方針が選択されたのかを検証するため、IFRSを使用する5か国（オーストラリア、フランス、ドイツ、スペイン、英国）に上場する企業232社の2005年度のアニュアルレポートを対象とした研究を行っている。Kvaal and Nobes[2010]は16の会計方針を取り上げ、それぞれの方針についてカイ二乗検定と一対比較法による分析を実施した結果、IFRSを適用する以前の実務が継続していることを示している。本稿で取り上げる業績表示に関する項目としては、費用機能法と費用性質法の選択と営業利益の表

⁵ 会計方針 (Accounting policy) はIAS第8号『会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬』において「企業が財務諸表を作成表示するにあたって採用する特定の原則、基礎、慣行、ルール及び実務をいう」(para.5)と定義される。本論文で主として対象とするのは、IAS1で扱われる表示方法の選択であるため、厳密には会計方針ではないと解せる。しかし、先行研究では上記の定義に係る項目と表示方法の選択に係る項目を併せて会計方針 (Accounting policy) と表現しているため、本論文においても先行研究に関わる部分は表示方法の選択を含め会計方針の選択という表現を用いる。

示が取り上げられ、以前から費用性質法のみを使用を認めているスペインについて、その他の国々と統計的な差異が認められている。また、営業利益の表示については、オーストラリアで他の国よりも表示の割合が低く、統計的な差異が明らかになっている。

Nobes [2011] は、IFRS を適用する欧州を中心とした8か国（オーストラリア、英国、ドイツ、フランス、スペイン、オランダ、イタリア、スウェーデン）における上場企業の2008年と2009年の会計実務（会計方針の選択）をもとに対象国を分類する研究を行っている。その結果、IFRS を使用しても以前から存在する英米型と大陸型の分類と同様であることを明らかにしている。これは、IFRS という共通した会計基準を使用しても会計の相違は根強く残っていることを意味し、比較可能性の改善に限界があることを示している。上記を明らかにする中で Nobes [2011] は、Kvaal and Nobes [2010] にもとづき、16項目のIFRSにおける方針選択を取り上げている。その中の6項目が表示関連の項目として取り扱われており⁶、業績に関する項目については、スペインとイタリアは費用性質法を選択する傾向にあり、それ以外の国は費用機能法を選択することについて統計的に有意であることを明らかにし、伝統的な国別の選択の違いがあることを示している (p.275)。

Kvaal and Nobes [2012] では、IFRS で作成された5か国（オーストラリア、フランス、ドイツ、スペイン、英国）の上場企業の財務諸表を対象として2008年と2009年の観察可能な会計方針の選択を調査し、IFRS の移行年である2005年と2006年における同企業の選択との比較を行っている。Kvaal and Nobes [2012] は、210社の上場企業について Kvaal and Nobes [2010] と同じ16項目を対象とし、カイ二乗検定により会計方針の選択と国の独立性を測定し、費用機能法と費用性質法の選択を含むほぼすべての方針選択において国別のパターンが時間を経ても存続していることを明らかにしている (p.363)。これらから、国別パターンは依然として明確であることを主張している。

⁶ Nobs [2011] では、測定項目に重点を置いている。

Nobes and Perramon [2013] では、大企業特有の国際的な影響や比較可能性の確保が会計方針の選択に影響している可能性があることから、小規模な上場企業ほど海外からの影響を受けにくく、IFRSの実務の国別プロファイルがより明確になっているのではないかという観点から研究を行っている。Nobes and Perramon [2013] は、オーストラリア、フランス、ドイツ、スペイン、英国を対象とし、Kvaal and Nobes [2012] のデータから抽出した小規模の企業155社をサンプルとして用いている。分析の結果、中小企業は国際的な影響を受けにくく、大企業とは異なる会計方針の選択を行っていることを明らかにしている (p.212)。純損益の表示については、大企業と比して大陸系の国(ドイツとフランス)は費用性質法を選択し、英米系の国(オーストラリアと英国)は費用機能法を選択することに統計的な差異があることを明らかにしている。特にドイツに関しては、大企業は費用機能法を選択する傾向がみられる一方、1987年まで費用性質法が認められていたことから、小規模な企業を対象とすると費用性質法を選択する傾向がみられ、過去の処理がIFRS適用後も影響していることを明らかにしている (p.212)。また、小規模の企業の方が、会計方針の選択について均一性が高いことも示している。

Lourenço et al. [2015] は、Nobes [2011] を拡張しIFRSを適用するヨーロッパの14か国の大企業396社を対象として2013年度の会計方針を調査している。Nobes [2011] とは対象とする年度が異なるため、取り上げる会計方針の項目に違いがみられ、Lourenço et al. [2015] の方が表示に関する項目が多くなっている点が特徴である。本研究に関連する項目は、費用機能法と費用性質法の選択、包括利益の計算書様式の選択(1計算書様式、2計算書様式)であり、マンホイットニーのU検定を行った結果、計算書様式の選択について、1計算書様式の選択が多いロシアが2計算書様式の採用が多い英国、北欧諸国、その他EU諸国との間で統計的な差異があることを明らかにしている (p.230)。純損益の部の表示方法については、統計的な差がない結果であったが、サンプルを米国上場企業とそれ以外に分類して検定を行うと、費用機能法と費用性質法の選択に統計的な差異があることを明らかにしている。

(2) 業績の表示に関する研究

前節の先行研究からは総じて、IFRSを採用しても会計実務の差異が国ごとに存在することを明らかにした。本節では、欧州中心に行われている包括利益の表示を中心とした業績表示に着目する研究を取り上げる。

まず、計算書の表示方法について取り上げている Cimini [2013]、Barbara and Tiziana [2016]、Kwinto [2020] によると、ヨーロッパでは多くの国の企業が2計算書様式を選択する傾向がみられることを明らかにしている⁷。その理由としてEPS比率の算定基礎としやすく、包括利益との違いを強調したいと考えている可能性 (Kwinto [2020] pp.514-516) や異なる金融市場や異なる会計文化でも利用者志向を理由として同じ計算書様式を選択する可能性 (Barbara and Tiziana [2016] p.350) を挙げている。

Agostini and Marcon [2013]、Laokova and Stasova [2014]、Kwinto [2020] によると、純損益の表示方法については、国によるばらつきがみられる。Kwinto [2020] が対象とするフランス、ドイツ、ポーランドの場合は、基本的には費用機能法を選択しているが、Laokova and Stasova [2014] が対象とするスロバキアと Agostini and Marcon [2013] が対象とするイタリアは費用性質法の選択が多くみられる。こうした状況の要因として、Agostini and Marcon [2013] はイタリアではIFRS適用前から民法によって費用性質法の適用が規定されていたことによる伝統的な会計処理との結びつきが確認されている (p.17) ことを明らかにしている。こうした国ごとの独自の要因が考えられる一方、Kwinto [2020] では、業種といった実施された活動の種類が表示方法の選択に影響を与えると結論付けている (Kwinto [2020] pp.516-518)。

その他の包括利益の表示については、Agostini and Marcon [2013]、Laokova and Stasova [2014]、Kwinto [2020] において取り上げられている。Agostini and Marcon [2013] が研究対象とするイタリアでは総額表示と純額表示の選択がばらける傾向がみられるが、その他の研究では、多くが純額表示を選択し、国に

⁷ Kwinto [2020] では、ワルシャワに上場する企業のみ2計算書様式を選択しない傾向がみられることを明らかにしている。

よる統計的な違いは明らかにされていない結果となっている。

4. 仮説

欧州を中心とした先行研究では、同じ IFRS 適用企業においても国によって表示方法の選択に差異がみられる項目が存在することが明らかとなっている。そこで、本研究では、IFRS の中でも長期間にわたり議論が行われている IAS1 の業績に関する表示に着目し、複数存在する表示方法の選択が我が国と他国で異なるか否かを統計的な観点から検証する。本研究では、日本とカナダと英国の企業を対象とし、次の仮説を設定する。

仮説1：日本企業、カナダ企業、英国企業で業績の表示方法の選択に差はない。

仮説1においては、3か国を比較することによって業績の表示方法の選択に統計的な差異があるかを確認する。具体的には、1計算書様式と2計算書様式の選択、費用機能法と費用性質法の選択、OCIの純額表示と総額表示の選択を検証する。また、IAS1によると、純利益と包括利益を除く他の利益を表示するか否かは企業の意思で決定することが可能である。そこで、売上総利益の有無、営業利益の有無についても、表示の決定が国によって異なるか否かを検証する。さらに、IFRSを適用すると、業績を示す計算書において「一般に公正妥当と認められた会計原則（GAAP）で規定されているものと異なる企業独自の収益指標」（IOSCO [2002]）とされる Non-GAAP 指標を表示するケースもみられるため、本研究では、Non-GAAP 指標の有無についても取り上げる。

第一の分析においては、日本企業と他国の企業を比較するが、第二の分析では、日本企業に限定した分析を行う。我が国では、IFRSは任意適用という形態を採っているため、IFRSを強制適用している国とは異なる状況に置かれていると考えられる。ある特定の年度から強制的にIFRSの適用を一斉に開始する場合と異なり、我が国の場合は、企業の判断によってIFRSの適用が決定され、徐々

に適用企業数が増えていることからIFRS適用のタイミングによってIFRSに対する捉え方が異なることが考えられる。そこで、我が国においてIFRSを初期の段階で適用した企業と近年に適用した企業にサンプルを分割して仮説を検証する。

既述のように我が国におけるIFRSの任意適用数は徐々に増加していることから、本研究では、全体のサンプルを我が国におけるIFRSを巡る動向を元に2つに分割している。我が国におけるIFRSの任意適用は、企業会計審議会が2009年に『我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)』(以下、中間報告)を公表して認められたが、さらに適用企業数を増やすため2013年に公表した『国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針』(以下、当面の方針)において適用要件の緩和が認められている。その結果、適用企業数が増加した経緯があるため、当面の方針の影響を受ける以前にIFRS任意適用を決定した企業を初期に適用した企業、それ以外を近年に適用した企業とする。なお、中間報告において、IFRSの適用には少なくとも3年の準備期間が必要である(p.15)とされていることから、本研究では、当面の方針が公表された2013年から2年後である2015年までにIFRSを適用した企業を初期の適用企業としている。その結果、初期適用企業は50社、2016年以降に適用したそれ以外の企業は135社である。以上の分類を用いて、次の仮説2を検証する。

仮説2：IFRSを初期段階で適用した企業と近年に適用した企業では、業績の表示方法の選択に差はない。

仮説1と同じく仮説2においても、業績の表示方法として、1計算書様式と2計算書様式の選択、費用機能法と費用性質法の選択、OCIの純額表示と総額表示の選択、売上総利益の有無、営業利益の有無、Non-GAAP指標の有無の選択を用いて表示方法に統計的な差異が認められるか否かを検証する。

5. サンプル

本研究におけるサンプルの抽出は次のように行っている。まず、国際比較を行うための海外企業のサンプルは、IFRSを強制する国の企業の中でも国際的な影響を受けると考えられるニューヨーク証券取引所(The New York Stock Exchange: NYSE)に上場する外国企業を取り上げている。当該企業のサンプルの抽出は、Mergent onlineを使用し、NYSEに上場する外国企業から金融業と公務・分類不能を削除している。ここから、IASBのwebサイトに掲載されているIFRS強制適用国の内、サンプル数が30を超える国を抽出している。その結果、カナダと英国が条件に該当する国となった。これらのサンプルの2021年度アニュアルレポートを確認し、業績を示す財務諸表の表示方法を集計し、最終的にカナダ企業71社、英国企業31社を本研究の分析対象としている。

次に日本企業のサンプルの選択について概説する。日本企業のサンプルは、2020年度に東京証券取引所第一部に上場するIFRS適用企業(金融業は除く)であり、2020年度の決算資料における業績の表示方法を確認し、集計を行っている。ただし、日本企業のサンプルをカナダ企業と英国企業のようにNYSE上場企業に限定するとサンプル数が少なくなってしまう。そこで、本研究では可能な限りNYSE上場企業のサンプル特性に近いサンプル抽出を試みている。具体的には、NYSEで新規上場するために設定されている条件のうち、財務諸表の利益に関する条件を参考に過去3会計年度の税引前利益合計が10億ドル(1,100億円)以上、直近の2会計年度の各々の税引前利益が2億ドル(220億円)以上、過去3会計年度の各年度の税引前利益が0ドル以上の企業で、3年間のIFRSにもとづくデータがある企業を選定している⁸。その結果、国際比較を行うために使用する日本企業のサンプルは、66社となっている。なお、仮説2を検証するために使用する日本企業のサンプルは、サンプル数を絞る前の186社を使用している。

⁸ 作業時点(2021年9月)でのレート(1ドル110円)を用いて算定している。

6. 結果

(1) 国際比較の分析結果

3か国の業績に関する表示方法を分析した際の記述統計量は次の表1の通りである。

記述統計量によると、1計算書様式と2計算書様式の選択については、日本と英国で多くの企業が2計算書様式を選択する傾向にあるが、カナダは1計算書様式の選択も一定数確認できる。費用機能法と費用性質法の選択については、多くの日本企業が費用機能法を選択する傾向がみられ、OCIの純額表示と総額表示については、英国で総額表示を選択する傾向がみられる。利益表示については、売上総利益の表示を選択する企業が日本において多くみられ、営業利益については3か国ともに多くの企業が表示することを選択している。一方、いわゆる Non-GAAP 指標については、どの国においてもそれほど表示を選択する

表1 3か国の記述統計量

		平均値	標準偏差	度数
1計算書と2計算書の選択	日本	1.95	.210	66
	カナダ	1.66	.476	71
	英国	1.90	.301	31
費用機能法と費用性質法の選択	日本	1.03	.173	66
	カナダ	1.31	.466	71
	英国	1.26	.445	31
OCIの純額表示と総額表示の選択	日本	1.05	.210	66
	カナダ	1.17	.478	71
	英国	1.42	.502	31
売上総利益の表示	日本	.91	.290	66
	カナダ	.42	.497	71
	英国	.45	.506	31
営業利益の表示	日本	.86	.346	66
	カナダ	.72	.453	71
	英国	.87	.341	31
Non-GAAP 指標の表示	日本	.09	.290	66
	カナダ	.17	.377	71
	英国	.19	.402	31

企業はみられない。

こうした財務諸表の表示方法の選択について、国ごとの相違があるかを検証するために、独立変数を対象とする3か国、従属変数を業績の表示方法の選択とする一元的分散分析を行った。その結果、計算書の選択 ($F(2,165) = 12.233, p < .001$)、費用機能法と費用性質法の選択 ($F(2,165) = 10.186, p < .001$)、OCIの純額表示と総額表示の選択 ($F(2,165) = 9.223, p < .001$) となり、それぞれの選択項目において統計的に有意な主効果が認められた。また、利益表示の選択については、売上総利益の表示 ($F(2,165) = 24.821, p < .001$) のみ統計的に有意な主効果が認められ、営業利益の表示や Non-GAAP 指標の表示については統計的な有意差がみられなかった。

Tukey の HSD 検定を用いた多重比較によると、計算書の選択はカナダにおいて他の2か国と異なる選択が行われ、費用機能法と費用性質法の選択については、日本が他の2か国と異なる選択が行われ、OCIの純額表示と総額表示の選択については、英国が他の2か国と異なる選択を行っているという結果となった。また、利益表示については、売上総利益の表示の選択についてのみ、日本の選択が他の2か国と異なることが明らかとなった。

(2) 日本企業の分析結果

次に日本企業のみを対象とした分析結果について述べる。次の表2は、IFRSの適用時期によって2グループに分けた場合の業績の表示方法に関する記述統計量である。

表2によると、IFRSを初期に適用している企業は、近年に適用している企業と比して1計算書様式を選択する企業が多くみられ、OCIの総額表示を選択する企業も多いことが分かる。一方で、費用機能法と費用性質法の選択については、ほとんど差はみられない。利益の表示については、初期の適用企業の方が売上総利益と営業利益を表示していない割合が高い傾向にあり、Non-GAAP指標の表示は近年のIFRS適用企業と表示の有無に差がみられない。

これらから、本研究ではIFRSの適用時期によって財務諸表の表示方法の選

表2 適用時期ごとに分割した場合の記述統計量

		平均値	標準偏差	度数
1計算書と2計算書の選択	初期適用企業	1.80	.404	50
	近年の適用企業	1.97	.170	135
費用機能法と費用性質法の選択	初期適用企業	1.06	.240	50
	近年の適用企業	1.05	.223	135
OCIの純額表示と総額表示の選択	初期適用企業	1.08	.274	50
	近年の適用企業	1.01	.086	135
売上総利益の表示	初期適用企業	.88	.328	50
	近年の適用企業	.91	.286	135
営業利益の表示	初期適用企業	.82	.388	50
	近年の適用企業	.96	.207	135
Non-GAAP指標の表示	初期適用企業	.12	.328	50
	近年の適用企業	.12	.324	135

表3 適用時期ごとに分割した場合のt検定の結果

1計算書と2計算書の選択	-2.888	***
費用機能法と費用性質法の選択	.217	
OCIの純額表示と総額表示の選択	1.838	*
売上総利益の表示	-.631	
営業利益の表示	-2.349	**
Non-GAAP指標の表示	-.027	

(注) 数値はt値を示す。* : $p < .1$ 、** : $p < .05$ 、*** : $p < .01$ を示す。

択に統計的な差異が認められるかを検証するため、独立変数をIFRSの適用時期、従属変数を業績の表示方法の選択とするt検定を行った。その結果、計算書の選択に関しては、初期の適用企業が1計算書様式を選択する傾向がみられること、OCIの総額表示を選択する傾向がみられることについてそれぞれ1%と10%水準で統計的に有意な結果となった(表3)。また、利益の表示については、近年の適用企業の方が営業利益を表示する選択を行うことが統計的に明らかとなっている。

7. 考察

(1) 国際比較の結果に関する考察

財務諸表の業績表示に関する各国の選択を分析した結果、国ごとに表示方法の選択に統計的な差異があることが明らかとなった。カナダの企業は、1計算書様式を採用することについて他の国の企業と比して統計的な差異がみられる。計算書様式の選択は、過去のIASBにおける議論を踏まえると純利益の捉え方の差として表れることが考えられる⁹。特に1計算書様式を選択することが多いカナダの企業は他の2か国と比して純利益を強調する意図がない、すなわち他の業績指標と同等の扱いをしている可能性がある。一方、日本と英国では、2計算書様式を選択する傾向がみられ、純利益に対してカナダの企業とは異なる見解を有している可能性がある。

次に費用機能法と費用性質法の選択については、日本でより費用機能法が選択され、他の2か国と統計的な差異がみられる結果となった。前述したように費用機能法といっても売上原価を表示するか否かに着目して判断を行っているため、さらに細かい表示方法まで着目した分類を行うと異なる結果となる可能性もある。ただし、売上総利益の表示の有無についても日本企業が他の国の企業と異なる選択をしていることが統計的に明らかとなったため、我が国においては売上原価と売上総利益の両方を表示することを重視していると解釈することが可能である。つまり、段階利益としての売上総利益の表示を重視しており、そのために売上原価の表示も行っていることが考えられる。一方で、営業利益の表示の選択は3か国に統計的な有意な差異はないという結果となった。これは、本研究で取り上げた3か国がいずれも営業利益を表示する傾向にあり、どの国においても差異がないことを意味する。すなわち、IASBが2019年に公表した公開草案『一般的な表示及び開示』において取り上げる営業利益の明確な定義を行う議論は、共通の利益表示を目指すという点において3か国をはじめ

⁹ 詳細は河合 [2022] を参照されたい。

多くの国において重要な意味合いを持つことが考えられる。

OCIの純額表示と総額表示については、英国において総額表示を選択する企業が多く、他の2か国と比して統計的に異なる選択を行っていることが明らかとなった。総額表示は「純損益に対するその他の包括利益の追跡可能性を向上」(IAS1,para.BC65)させると考えられることから、英国においては多くの企業が2計算書様式を選択する一方でOCIは当期純利益との繋がりを意識した表示を採用していると考えられ、我が国とも異なる状況であるといえる。

(2) 日本企業の分析結果に関する考察

日本企業のみを対象を絞った分析では、初期の適用企業が1計算書様式を選択し、OCIの総額表示を選択する傾向がみられた。これは、IASBが1計算書様式と2計算書様式のいずれも認めながらも1計算書様式を選好する方針を初期にIFRSを適用した企業がある程度受容していることが考えられる。なぜなら、IASBはIAS1改訂の議論において常に1計算書様式を支持する方針を示していたものの、最終的には多くのコメントレーターの反応に対応する形で1計算書様式と2計算書様式の選択を認めることとなったためである(IAS1,para.BC54 I)。初期の適用企業はIASBのこうした議論が進む中でIFRSの適用を決定している可能性があるため、よりIASBの主張を踏まえて1計算書様式や損益計算書との繋がりを重視するOCIの総額表示を選択する企業が多いことが考えられる。一方、近年の適用企業については、2016年に金融庁が公表した「IFRSに基づく連結財務諸表の開示例」の影響を受けていることが考えられる。金融庁[2016]の開示例では、2計算書様式で業績を表示する計算書が示され、OCIの表示についても純額表示が示されている。これらを要因として、我が国のIFRS適用企業は適用時期によって業績表示の選択に相違が生まれている可能性がある。

次に、費用機能法と費用性質法の選択についてであるが、これは仮説1で検証した国ごとの分析と同様の結果となっている。すなわち、我が国の企業はIFRSの適用時期に関わらず費用機能法を選択する傾向にあり、同時に売上総

利益も表示するという特徴があることが明らかとなっている。この点においては、先行研究で示されるようにIFRS適用以前からの表示方法の影響を強く受けている、すなわち従来使用していた費用機能法から表示方法を変更する必要がないと判断する企業が多いことが我が国においても考えられる。

営業利益の表示については、IFRSの初期適用企業とそれ以外で統計的な違いがあるという結果となり、初期適用企業の方が営業利益を表示しない傾向がみられる。これについても計算書様式の選択と同様の考察が可能である。IAS1では、利益表示について純利益と包括利益の表示のみを求めるため(IAS1,para.81A)、初期にIFRSを適用する企業はこうしたIASBの主張を受容したうえでIFRSを適用する判断を行っている可能性がある。一方で金融庁[2016]の開示例では、営業利益が表示されている。このように営業利益の表示の有無がIFRSの適用時期によって統計的に異なることが明らかとなったが、営業利益に含まれる項目は様々となっている。例えば、持分法による投資利益を営業利益に含めるか否かは企業ごとに異なる判断となっている。本研究では、営業利益という項目があるか否かで分析を行ったが、本質的な意味が異なる状況での分析であることは一つの限界であるといえよう。

8. おわりに

本論文では、IFRSを適用する企業がIAS1を適用する際に選択する業績表示の方法に関して、国による相違がみられるのか、日本企業の中で適用時期によって相違がみられるのかを明らかにする研究を行った。その結果、3か国を比較する研究においては、それぞれが特徴のある選択を行っていることから、先行研究と同様、国の独自性がある程度継続していることが明らかとなった。カナダは他の2か国と比して1計算書様式を選択する傾向にあり、純損益の表示に関する見解が他の2か国と異なる可能性が考えられる。日本と英国は2計算書様式の選択が多くみられるが、その他の包括利益の表示については我が国の方が損益計算書との繋がりを重視しない、すなわち純損益とその他の包括利益を

切り離して捉えている傾向がみられた。また、多くの日本企業は、費用機能法を選択し、売上総利益を表示する傾向もみられ、段階的な利益の表示を重視することが伺える。こうした結果が明らかになると同時に、営業利益の表示については、多くの企業が表示を行い、国ごとの差はみられない結果であった。営業利益をどのように捉えるかはIASBの公開草案でも取り上げられている論点であるため、今後も注視していく必要がある。

日本企業だけに着目した研究では、IFRSを強制適用ではなく任意適用とする我が国の特殊性に着目し、IFRS適用の判断時期による違いを確認するためIFRS初期適用企業とそうでない企業に分類して研究を行った。その結果、初期適用企業は1計算書様式を選択し、営業利益は非表示、その他の包括利益は総額表示を選択する点でその他の企業と統計的な相違がみられた。これは、1つ目の分析で明らかになった日本企業の特徴とも異なる。こうした相違が見られた理由として、IFRS初期適用企業はIASBの当時の議論の影響を受け、そうでない企業は金融庁の公表する開示例の影響を受けている可能性を指摘した。

以上のような結果が得られたが、本研究には限界もある。1つはサンプルの選択に関する問題である。カナダ企業と英国企業はNYSE上場企業であるが、日本企業はサンプルの特性を近づけるための調整を行っているため、厳密な比較ができていないという問題がある。また、分析においても様々なパターンがみられる表示方法をひとまとめに捉えた分析を行っているため、必ずしも厳密とはいえない部分がある。例えば、費用機能法の判断をする際に売上原価が表示されているか否かで判断したが、項目が表示されていても費用性質法に近い配置が存在していた。また、営業利益については、営業利益に含まれる項目の内容を考慮せずに営業利益の表示の有無のみで判断して分析している。今後は、こうした様々な表示方法への対処も考慮しながら研究を進める必要がある。特に、営業利益の表示に関する比較可能性は、公開草案の今後の議論を見据えながら検討すべき論点の1つといえる。また、Daske et al [2013]において、IFRSの適用については、透明性を高める戦略の一部としてIFRSを採用する企業 (Serious adopter) と会計報告の方針を変えることなしに名目上でIFRS

を適用しようとする企業 (Label adopter) が存在することを明らかにしている。こうした適用に対する姿勢を考慮した研究も今後行う必要があろう。

参考文献

- Agostini, M. and Marcon, C. [2013] “Comprehensive Income(CI) Statement’s Compliance With International Accounting Standards(IAS) 1 (Revised 2007 and 2011) : Evidence from Italian Listed Corporate Groups”, *Journal of Modern Accounting and Auditing*, Vol.9, No.1, pp.1-19.
- Barbara, F. and Tiziana, D. C. [2016] “Comprehensive Income presentation According to IAS1 in Italy and in the United Kingdom: A Comparison of Preparers’ Opinions”, *International Journal of Accounting and Financial Reporting*, Vol.6, No.2, pp.331-355.
- Cimini, R. [2013] “Reporting Comprehensive income issues: empirical evidence from France, Germany and Italy”, *Economia Aziendale Online*, Vol.4, No.1, pp.1-17.
- Daske, H., Hail, L., Leuz, C., and Verdi, R. [2013] “Adopting a label: Heterogeneity in the Economic Consequences Around IAS/IFRS Adoptions”, *Journal of Accounting Research*, Vol.51, No.3, pp.495-547.
- IASB [2019] “Exposure Draft: General Presentation and Disclosures”. 企業会計基準委員会訳 [2019]「全般的な表示及び開示」。
- IASB [2020a] “IAS1 Presentation of Financial Statements”. IFRS 財団編、企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構訳監訳 [2022]「財務諸表の表示」『IFRS 基準〈注釈付き〉2022』中央経済社。
- IASB [2020b] “IAS8 Accounting Policies, Changes in Accounting Estimates and Errors”. IFRS 財団編、企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構訳監訳 [2022]「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」『IFRS 基準〈注釈付き〉2022』中央経済社。
- IFRS Foundation “Who uses IFRS Accounting Standards?”
<https://www.ifrs.org/use-around-the-world/use-of-ifrs-standards-by-jurisdiction/>

(閲覧日：2022年9月7日)

IOSCO [2002] “An IOSCO Technical Committee Release: Cautionary Statement Regarding Non-GAAP Results Measures” <https://www.iosco.org/news/pdf/IOSCONEWS4.pdf> (閲覧日：2022年8月31日)

Kvaal, E. and Nobes, C.W. [2010] “International differences in IFRS policy choice: a research note”, *Accounting and Business Research*, Vol.40, No.2, pp.173-187.

Kvaal, E. and Nobes, C.W. [2012] “IFRS Policy Changes and the Continuation of National Patterns of IFRS Practice”, *European Accounting Review*, Vol.21, No.2, pp.343-371.

Laokova, M. and Stasova, J. [2014] “Recognition of Comprehensive Income in Slovak Companies”, *Buhalterines apskaitos teorija ir praktika*, Vol.15, pp.8-13.

Lourenço, I. C., Sarquis, R., Branco, M. C., and Pais, C. [2015] “Extending the classification of European Countries by their IFRS practices: A research note”, *Accounting in Europe*, Vol.12, No.2, pp.223-232.

Nobes, C.W. [2011] “IFRS Practices and the Persistence of Accounting System Classification”, *ABACUS*, Vol.47, No.3, pp.267-283.

Nobes, C.W. and Perramon, J. [2013] “Firm Size and National Profiles of IFRS Policy Choice”, *Australian Accounting Review*, Vol.23, No.3, pp.208-215.

NYSE “Overview of NYSE Quantitative Initial Listing Standards”

https://www.nyse.com/publicdocs/nyse/listing/NYSE_Initial_Listing_Standards_Summary.pdf (閲覧日：2022年9月7日)

Prewysz-Kwinto, P. [2020] “Geographical and Sectoral Diversity of the Statement of Comprehensive Income with IAS”, *European Research Studies Journal*, Vol.23, No.1, pp.507-525.

河合由佳理稿 [2022] 「IAS 第1号『財務諸表の表示』に関する考察－業績の表示方法を中心に－」『駒大経営研究』第53巻第3・4号、pp.1-17。

企業会計審議会『我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）』2009年。

企業会計審議会『国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針』
2013年。
金融庁『IFRSに基づく連結財務諸表の開示例』2016年。